

令和 2 年 10 月 23 日

放課後等デイサービス事業所 管理者 様

尼崎市障害福祉課長

特別支援学校等の臨時休業に係る放課後等デイサービス利用の利用者負担軽減及び報酬請求の取扱いについて（その 5）

平素は、本市の障害福祉行政にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

みだしの件につきましては、これまでに「特別支援学校等の臨時休業に係る放課後等デイサービス利用の利用者負担軽減及び報酬請求の取扱いについて」（尼崎市事務連絡）の（その 1）から（その 4）にて、本市取り扱いをお示ししていたところですが、令和 2 年 4 月以降の補助金対象経費の算定方法について下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせいたします。つきましては、ご多忙のところお手数をおかけいたしますが、資料の提出に係るご理解とご協力をお願いいたします。

1 利用者負担軽減の対象

特別支援学校等の臨時休業（以下、「臨時休校」という。）による放課後等デイサービス利用量の増加等に伴う以下の利用者負担増加分

(1) 電話等による代替的な方法で提供するサービスの利用による報酬分

(2) 臨時休校に伴いサービス利用増が生じ、報酬が増加した分

ア 臨時休校に伴い新たに支給決定を受けた児童であって、臨時休校が終了した後に想定される利用予定日数より多くのサービスを利用したことによる報酬が増加した分

イ 臨時休校以前から支給決定を受けていた児童であって、臨時休校に伴い令和 2 年 3 月当初の利用予定日数よりサービス利用増が生じ、報酬が増加した分

(3) 臨時休校以前から支給決定を受けていた児童及び臨時休校に伴い新たに支給決定を受けた児童について、報酬単価が平日単価から学校休業日単価に切り替わることにより報酬が増加した分

(4) 事業所が長時間の開業を行い、早朝開所による延長支援加算の算定単位の増が生じ、報酬が増加した分

2 補助対象額計算シートの提出について

上記 1 の利用者負担増加分の補助は、国及び兵庫県が行う補助事業に基づくため、当該増加額を把握する必要があるとともに、上限額管理対象者の利用者負担額の再調整事務を行う必要があることから、次の資料を作成のうえ、ご提出くださいますようお願いいたします。

(1) 補助対象額一覧表（提出用 NO.1）

(2) 補助対象額個人計算シート（提出用 NO.2）

※ 別添のエクセルファイルをご使用のうえ、対象児ごとに個別計算シートを作成してください。（エクセルファイルは 50 名分まで、個別計算シートが使用できます。シートはコピー等せず、ご使用ください。）

※ 令和 2 年 4 月から令和 2 年 7 月までの該当月別にエクセルファイルを作成してください。（令和 2 年 8 月以降は、別途お知らせいたします。）

- 3 「補助対象額個人計算シート（提出用 NO.2）」の提出が不要となるパターンについて
- ① 通所受給者証記載の利用者負担上限月額が0円の利用者
（上限額管理の管理結果額が0円になる方ではありませんのでご注意ください。）
 - ② 「臨時休校に伴う増加前」の利用者負担が上限月額を超える場合
（利用者負担上限月額が4,600円で、電話等による代替的な方法によるサービス提供ではない通所による利用日数が8日以上かつ利用日数の増加がない場合 ※1）
（上限額管理対象者のぞく ※2）
 - ③ 上限額管理対象者のうち、国保連に伝送済（臨時休校に伴う増加後分）の「利用者負担上限額管理結果票」の管理結果が「1」の場合、かつ上限額管理事業所のみで「臨時休校に伴う増加前」の利用者負担が上限月額を超える場合
（上限額管理を行わない事業所は、国保連伝送済の管理結果「1」により0円となっている場合についても再調整の可能性があるため、不要パターン④以外の場合は提出してください。）
 - ④ 臨時休校前から学校休業日（土日、祝日、春休み）のみの通所による利用者で、利用日数の増加がない場合

※1 増加した利用日数とは、個別支援計画により設定されている利用日数と比べて、臨時休校の影響で増えた利用日数です。この利用日数の算出が難しい場合は、令和2年2月の利用（実績）日数、または2月に利用実績がない場合は臨時休校が終了した後に想定される利用日数、との比較でかまいません。

※2 上限額管理対象者は、不要パターン③④以外の場合は、上限額再調整が必要なため提出が必要となります。

4 提出期限

令和2年11月16日（月）

5 提出先

件名「【事業所名】放課後等デイサービス利用者負担軽減補助額（回答）」としていただき、電子メールにてご提出ください。

なお、本市利用児がおらず提出が不要な場合は、その旨をメール本文にご記入のうえご回答ください。（サービス利用はあったが利用者負担軽減対象者がいない場合は、提出が必要となりますので、エクセルファイルをご確認ください。）

尼崎市障害福祉課メールアドレス ama-syougai@city.amagasaki.hyogo.jp

6 上限額管理結果額の再調整について

上限額管理対象者は、臨時休校に伴い増加した利用者負担額による上限額管理後、国保連に伝送していただいておりますが、臨時休校に伴う増加前の利用者負担額（実際に保護者から徴収すべき利用者負担額）の算定方法は保留とさせていただきます。

今回の個人計算シート提出により、上限額管理の再調整は当課にて事務を行いますので、期日までにご回答いただきますようお願いいたします。

なお、再調整方法は、別紙「上限額管理結果額の再調整方法」をご確認ください。

7 補助金の支払いについて

令和2年3月以降の臨時休校に伴う利用者負担額増加前と増加後の差額については、本

市に請求していただくこととなりますが、現時点で兵庫県から要綱が示されていないため、後日あらためてお知らせいたします。

8 添付資料

- ・ 尼崎市放課後等デイサービス補助対象額計算シート（令和 2 年 4 月以降）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に伴う報酬請求取扱い一覧（令和 2 年 10 月 1 日現在）

【尼崎市ホームページ】

トップページ > くらし・手続き > 障害者支援 > 障害者自立支援制度 > 【障害福祉サービス等】

【障害児通所支援】指定サービス事業に関するお知らせ >

障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所等における新型コロナウイルスへの対応について（令和 2 年 4 月）

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/syogaisya/ziritu/1004198/1020053.html>

以 上

【問い合わせ先】

尼崎市障害福祉課 請求・認定担当

吉田・曾谷

TEL 06-6489-6750

FAX 06-6489-6351